生駒市水道事業管理規程第9号

生駒市水道料金徴収事務等委託規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成28年9月1日

生駒市水道事業管理者 古 川 文 男

生駒市水道料金徴収事務等委託規程の一部を改正する規程

生駒市水道料金徴収事務等委託規程(平成28年4月生駒市水道事業管理規程 第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「箇所に」の次に「領収印(様式第1号)を」を加える。

第8条の見出しを「(委託業務従事者証)」に改め、同条中「管理者が発行する証明書」を「委託業務従事者証(様式第2号)」に、「これを」を「、これを」に改める。

附則の次に様式として次の2様式を加える。

様式第1号(第6条関係)



備考 大きさは、直径25ミリメートルとする。

(表)

委 託 業 務 従 事 者 証

所 在 地 受託者名 氏 名 生年月日

上記の者は、生駒市水道事業の委託業務に従事する者であることを証する。

年 月 日

生駒市水道事業管理者

印

(裏)

遵守事項

- 1 委託業務に従事するときは、この証を携帯し、関係人の要求があるときは、これを提示すること。
- 2 この証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証を紛失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を書面により届け出て、再交付を受けること。
- 4 この証が不要となったときは、直ちに返還すること。

附則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。